

和歌山県立武道館 利用料金表

・利用料金

用途	種別	対象	区分	利用料金
体育・スポーツの競技会及びその他催物に利用する場合			1時間につき	1,070円
体育・スポーツの練習に利用する場合	団体で利用する場合	一般・大学生	1人1時間につき	110円
		生徒(児童を含む)	1人1時間につき	70円
	個人で利用する場合	一般・大学生	1人1時間につき	120円
		生徒(児童を含む)	1人1時間につき	80円
期間を定めて体育・スポーツの練習に利用する場合	1ヶ月定期	一般・大学生	1人につき	660円
		生徒(児童を含む)	1人につき	530円
	3ヶ月定期	一般・大学生	1人につき	1,700円
		生徒(児童を含む)	1人につき	1,190円

- 価格表などの料金には消費税が含まれています。
- 「団体」とは、10人以上の団体であって代表者のあるものをいう。
- 体育・スポーツの競技会に利用する場合及び練習に利用する場合で午後9時から翌日の午前9時までの間に利用する場合の利用料金の額は、この表に定める利用料金の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 期間を定めて体育・スポーツの練習に利用する場合の利用時間は、午前9時から午後9時までとし、午後10時まで利用する場合には、「体育・スポーツの練習に利用する場合・個人で利用する場合」の料金を徴収する。
- 期間を定めて体育・スポーツの練習に利用する場合の料金は、水曜日には適用しない。
- 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

■附属設備・空調設備利用料金

種別	利用区分及び利用料金			
補助椅子	1脚	1回	20円	
拡声器	アンプ 1基	1回	1,430円	
	マイク 1本	1回	340円	
扇風機	1台	1回	360円	
シャワー	1人	1回	60円	
電気代	1ヶ所	1時間	20円	
空調設備	武道場	1/2面(1基)	20分	200円
	控室	1室	20分	50円

- 価格表などの料金には消費税が含まれています。
- アマチュアスポーツに使用する場合には、補助椅子・拡声器はこの表に定める額の2分の1の額とする。